

決 定 要 旨

被 審 人（本店）東京都港区六本木四丁目 1 番 4 号黒崎ビル 7 階
（商号）株式会社シニアコミュニケーション

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 20 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 5049 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 12 月 15 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 10 月 14 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- (別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実
 金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に該当
 被審人は、東京都港区六本木四丁目1番4号黒崎ビル7階に本店を置き、その発行
 する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、
 関東財務局長に対し、
 第1
 下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、半期報告書
 及び四半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出し、

	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成18年 6月30日	第6期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成17年4月1日 ～平成18年3月31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益 が▲127百万円 であるところ を217百万円 と記載 連結当期純損 益が▲316百万 円であるところ を85百万円 と記載	・売上の前倒し 計上 ・架空売上の計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額 に相当する「資 本合計」欄が 568百万円であ るところを 1,349百万円と 記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成18年 12月28日	第7期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成18年4月1日 ～平成18年9月30日 の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が▲128百万円であるところを176百万円と記載 連結中間純損益が▲255百万円であるところを89百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産が369百万円であるところを1,495百万円と記載	
3	平成19年 6月29日	第7期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲228百万円であるところを307百万円と記載 連結当期純損益が▲287百万円であるところを343百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産が1,801百万円であるところを3,252百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
4	平成19年 12月27日	第8期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成19年4月1日 ～平成19年9月30日 の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が▲102百万円であるところを82百万円と記載 連結中間純損益が▲236百万円であるところを▲9百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産が1,667百万円であるところを3,321百万円と記載	
5	平成20年 6月30日	第8期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲263百万円であるところを231百万円と記載 連結当期純損益が▲496百万円であるところを16百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産が1,402百万円であるところを3,344百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
6	平成20年 8月14日	第9期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年4月1日 ～平成20年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲96百万円であるとところを18百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年4月1日 ～平成20年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が1,225百万円であるとところを3,299百万円と記載	
7	平成20年 11月14日	第9期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年4月1日 ～平成20年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結経常損益が▲258百万円であるとところを▲54百万円と記載 連結四半期純損益が▲348百万円であるとところを▲91百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年7月1日 ～平成20年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が892百万円であるとところを3,139百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
8	平成 21 年 2 月 13 日	第 9 期事業年 度第 3 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益 が▲385 百万円 であるところ を▲163 百万円 と記載 連結四半期純 損益が▲599 百 万円であると ころを▲306 百 万円と記載	・売上の前倒し 計上 ・架空売上の計 上等
			平成 20 年 10 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産が 600 百万円であ るところを 2,861 百万円と 記載	
9	平成 21 年 6 月 30 日	第 9 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益 が▲721 百万円 であるところ を▲405 百万円 と記載 連結当期純損 益が▲936 百万 円であるところ を▲616 百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 ・架空売上の計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産が 324 百万円であ るところを 2,570 百万円と 記載	

第 2

- 1 下表番号欄 1 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 11 月 1 日、5,000 株の株券を 1,479,250,000 円で取得させ、
- 2 下表番号欄 2 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 11 月 28 日、521 株の株券を 145,556,980 円で取得させ、

番号	提出日	書類	虚偽記載			
			会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 18 年 10 月 10 日	有価証券 届出書 (一般募集)	平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日の連 結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損 益が▲127 百万円であ るところを 217 百万円 と記載 連結当期純 損益が▲316 百万円であ るところを 85 百万円と 記載	・売上の前倒 し計上 ・架空売上の 計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産 額に相当す る「資本合 計」欄が 568 百万円であ るところを 1,349 百万 円と記載	

番号	提出日	書類	虚偽記載			
			会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成18年 10月10日	有価証券 届出書 (その他の者 に対する割当)	平成17年4月1 日～平成18年 3月31日の連 結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損 益が▲127 百万円であ るところを 217百万円 と記載 連結当期純 損益が▲316 百万円であ るところを 85百万円と 記載	・売上の前倒 し計上 ・架空売上の 計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産 額に相当す る「資本合 計」欄が568 百万円であ るところを 1,349百万 円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

たものである。

○ 法令の適用
別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

番号 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 2 及び同 3 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

番号 4

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

番号 5

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 4 及び同 5 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

番号 6

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 7

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 8

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 9

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 6、同 7、同 8 及び同 9 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

番号 10

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 11

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 12

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 10、同 11 及び同 12 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項、第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 6 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (582,602 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 2 及び同 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 7 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (443,657 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 7 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 4 及び同 5

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 8 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (157,344 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 8 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000$ 円

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000$ 円

となる。

番号 6、同 7、同 8 及び同 9

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 9 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 9 期の第 4 半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 9 期の第 4 半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 9 期の第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (64,907 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

第 9 期の第 1 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 9 期の第 2 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 9 期の第 3 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000円となるが、第9期の第1四半期報告書、第9期の第2四半期報告書、第9期の第3四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第9期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第9期の第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) = 600,000 \text{円}$$

第9期の第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) = 600,000 \text{円}$$

第9期の第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) = 600,000 \text{円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

となる。

番号10、同11及び同12

金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第10期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第10期の第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第10期の第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第10期の第3四半期報告書」という。）に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第10期の第1四半期報告書	49,127円
第10期の第2四半期報告書	50,137円
第10期の第3四半期報告書	39,748円

がそれぞれ

② 6,000,000円

を超えないことから、

第10期の第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第10期の第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第10期の第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第10期の第1四半期報告書、第10期の第2四半期報告書、第10期の第3四半期報告書が、いずれも第10期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第10期の第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第10期の第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第10期の第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第172条第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、

① 平成18年10月10日提出の有価証券届出書（一般募集）に係る課徴金の額は、

$$1,479,250,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 29,585,000 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨てて、29,580,000円

② 平成18年10月10日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る課徴金の額は、

$$145,556,980 \text{ 円} \times 2 / 100 = 2,911,139 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨てて、2,910,000円

となる。